

また、また発生！！ 会社による組合員への嫌がらせ

車両故障を運転士の責任にして、1ヶ月にも及び日勤教育を行った三重支店で再び組合員への別居手当を支払わない事態が発生しました。

組合員Aさんは、3月17日のダイヤ改正から紀伊長島駅の乗務員配置がなくなったため、伊勢運輸区へ配属されました。しかし熊野市に住居があるAさんは伊勢運輸区まで通うことが無理なため単身で松阪市の寮に住むこととなりました。

ところが、4月の給与明細を受け取ると別居手当（月額40000円）が支給されていないことが分かりました。Aさんは事務の担当者に理由を聞きました。翌日事務助役は「別居手当は本人が申請するものである」と返答しました。

この話を聞いた東海労役員が直ちに三重支店に抗議したところ、支店の担当者も「別居手当認定申請書を提出していないから支給できない」と同じ回答しかしませんでした。

さかのぼって支給しろ！

「本人が申請するもの」つまり「本人の直筆で書いて下さい」ということなのですが、会社の都合で家から遠距離の地へ単身で赴任する社員に対しての配慮が余りにも足りないのではないのでしょうか。4月の給与では寮費が取られ、通勤手当（熊野市から紀伊長島駅）がなくなっていました。

しかし、別居手当のみは「あなたが申請しなかったから支給しなかった」で済まされる問題ではありません。何のために事務があるのかも疑問です。事務助役の資質も問われると思います。会社は苦勞している社員に報いるように努力すべきです。特に今回の件では4月分をさかのぼって支給することを訴えます。